

4 専任教員の研究旅費

(表30)

学部・大学院・研究所		国外留学		国内留学		学会等出張旅費		研究指導出張	備考
		長期	短期	長期	短期	国外	国内		
法学部	総額	3,000,000	0	0	0	1,749,731	2,482,814	704,499	
	支給件数	1	0	0	0	11	37	22	
経済学部	総額	5,166,667	0	0	0	2,383,190	5,453,062	1,645,830	
	支給件数	2	0	0	0	11	72	53	
経営学部	総額	2,500,000	0	0	0	2,489,195	4,812,377	962,272	
	支給件数	1	0	0	0	10	67	27	
外国語学部	総額	0	0	222,460	0	5,456,500	7,507,885	717,499	
	支給件数	0	0	1	0	27	113	23	
人間科学部	総額	0	0	0	0	975,267	3,376,180	378,662	
	支給件数	0	0	0	0	6	49	12	
理学部	総額	0	0	0	0	1,131,500	5,050,692	297,480	
	支給件数	0	0	0	0	3	97	10	
工学部	総額	0	0	0	0	8,809,109	19,537,205	2,119,455	
	支給件数	0	0	0	0	43	323	75	
法務研究科	総額	0	0	0	0	0	271,940	0	
	支給件数	0	0	0	0	0	5	0	
計	総額	10,666,667	0	222,460	0	22,994,492	48,492,155	6,825,697	
	支給件数	4	0	1	0	111	763	222	

[注] 1 2007年度の実績をもとに作表してください。

- 2 教員研究旅費には、前表「3 専任教員の研究費（実績）」（表29）は含めないでください。
- 3 それぞれの研究旅費の支給条件（例えば、受給資格、支給額の上限等）を備考欄に注記してください。
- 4 留学の「長期」とは、1年以上のものをいい、1年未満を「短期」とします。

(KU) 1 助手及びCOE非文字研究所属教員（1名）は除外した。

(KU) 2 研究旅費の支給条件は次のとおり。[学会等出張旅費（「神奈川大学旅費規程」及び「教育研究費使用に関する取扱い内規」適用）]

- ① 教育職員が学会等の行事に参加するため出張するときは、年2回まで次の旅費を支給する。ただし、宿泊は1回につき3泊4日を限度とする。
鉄道運賃：普通料金、船賃：1等料金、航空運賃：実費、日当：3,000円、宿泊費：13,000円
- ② 教育職員が学会等で報告者または予定討論者として出張するときは、あらかじめ申請のあった者に限り年3回まで認めることがある。
- ③ 教育研究費の使途のうち研究用調査費は、教員研究費一人年額30万円の50%を限度として学会出張費（前述 a に準拠）にも使用することができる。
ただし、神奈川大学旅費規程の学会出張旅費と合せて同時に使用することはできない。